平成２３年（フ）第１３６６号
堺市南区桃山台１丁３番１―802号
債務者　玉越　大介
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７７号
堺市堺区寺地町西２丁１番21号
債務者　土谷　広美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３９５号
大阪府羽曳野市南古市１丁目４番４―205号
債務者　新田　京美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４００号
堺市中区八田西町２丁３番15―310号
債務者　木村　典央
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４０号
大阪府松原市天美北３丁目３番５号
債務者　高井　初二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７３号
堺市東区日置荘西町５丁24番16号　陽明住宅５号
債務者　山内　　謙
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７４号
堺市東区日置荘西町５丁24番16号　陽明住宅５号
債務者　山内　文子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８４号
大阪府富田林市寿町４丁目18番16号
債務者　上田　頼子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
北海道滝川市緑町４丁目２番28号
債務者　増子　広史
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
北海道滝川市泉町１丁目８番23号泉町１丁目ハイツ３号室
債務者　山田　正一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
北海道赤平市百戸町西５丁目37番地
債務者　飛野　孝幸
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
北海道赤平市桜木町２丁目24番地
債務者　中村　弘幸
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
北海道空知郡上砂川町字西山９番地13　東山南１条２丁目１番13号
債務者　畠山　久美
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
盛岡市上堂１丁目17番58号　コーポはたやま２号
債務者　平野　達也
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１７号
福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館82番地の１　キャリオン201号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西136番地の15
債務者　山口喜美栄（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
新潟県新発田市本田辛1195番地５
債務者　阿部　　久
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１５３号
新潟県新発田市御幸町２丁目11番９号
債務者　坂井　則夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１５８号
新潟県胎内市黒川1066番地21
債務者　山中　サヨ
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部